

# 平成 30 年度 認定農業者等育成支援事業 事業の詳細

## (1) 本事業の実施にあたって

浜松農業の維持・発展を実現するため、平成 29 年度から農業機械・施設の導入及び更新について幅広く支援する市単独の補助事業を実施しております。

後継者のいる経営体は、採択のポイントや一部限度額が有利になるよう設計しています。制度の趣旨をご理解いただき、皆さまの農業経営への積極的な活用をご検討ください。

また、お知り合いの農業者にまだ認定農業者や認定新規就農者になっていない方がいらっしゃいましたら、是非この機会に検討いただくよう、当課窓口をご紹介いただけましたら幸いです。

浜松市農業振興課長

## (2) 補助内容の詳細

区 分	① 温室効果ガス排出削減設備の導入・更新			② その他の農業機械・施設の導入・更新
	省エネルギー加温設備等	燃油使用量削減のための設備等		
対象となる農業機械・施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒートポンプ</li> <li>・木質ペレットボイラー</li> <li>・廃油ボイラー</li> </ul> ただし、石油燃料焚き加温機を除く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外張被覆の多層化</li> <li>・内張りカーテンの多層化</li> <li>・保温性の高い被覆資材の導入</li> <li>・多重被覆（空気膜 2 重等）</li> <li>・ウォーターカーテン設備</li> <li>・循環扇 ・環境制御装置</li> <li>・多段式サーモ装置</li> <li>・廃熱回収装置 ・局所加温装置</li> <li>・その他、温室効果ガス排出が削減される設備等で審査会が認めたもの</li> </ul>		①に該当しない農業機械・施設
	その他、温室効果ガス排出が削減される加温設備等で審査会が認めたもの	温室効果ガスの排出削減率が 10%以上	左記以外	
補助率	対象事業費の 25%以内	対象事業費の 20%以内	対象事業費の 15%以内	対象事業費の 15%以内
限度額	500 千円以内	400 千円以内	300 千円以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者がいる経営体：1,500 千円</li> <li>・上記以外：750 千円</li> </ul>

### <備考>

#### 1 補助の対象となる経費

- (1) 設備費：事業の実施に必要な機械装置・資材等の購入、製造、据付等に要する経費
- (2) 工事費：事業実施に不可欠な工事費
- (3) 諸経費：事業実施に直接必要なその他経費等

#### 2 補助の対象とならない経費の例

- (1) 既存機械・施設の解体及び撤去費、維持管理費（修理費、オーバーホール費）
- (2) 対象事業費が 10 万円未満のもの（少額機械、消耗品等）
- (3) 汎用性があり、農業以外に使用可能なもの（パソコン、軽トラック、倉庫等）

#### 3 導入を希望する機械・施設がどの区分に該当するかは、応募内容を基に審査会が判断します

#### 4 単純更新で既存機械・施設に下取り価格が発生した場合は、導入機械・施設の値引額に算入します

<< 裏面へ続く >>

### (3) 応募方法

下記①～③の書類を平成30年4月27日(金)までにFAXまたは郵送にてご提出ください。  
(郵送での応募の場合は同日消印有効とします。担い手支援グループ宛に郵送してください)

- ① 平成30年度 認定農業者等育成支援事業 応募用紙
- ② 導入を希望する機械・施設の見積書
- ③ <個人の場合> 「平成29年の青色申告決算書類一式(農業所得用)」  
<法人の場合> 直近の「決算報告書類一式」

### (4) 交付申請までのスケジュール

項目	時期	備考
①事業への応募	期限：4月27日	
②審査会の実施	5月中	応募締切後に審査会を開催し、採択・不採択を決定
③審査結果の通知	5月末頃を予定	応募者に対し、審査結果通知書で採択・不採択を通知
④交付申請	5月末頃を予定	<提出いただくもの> 交付申請書類

- ・着工期間は平成30年6月～平成31年2月末を予定しています。
- ・補助金の交付は、対象事業の支払いが完了した後に提出いただく実績報告書に基づく交付確定後となります。

### (5) 審査会

- ・まず第1希望について採択・不採択を決定し、予算残があれば第2希望以降の審査を行います。
- ・補助金交付要綱に基づき、導入を希望する機械・施設ごとにポイントを算定し、ポイントの高い案件から優先的に採択します。
- ・応募書類の他に、ポイント算定の根拠となる資料の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

<ポイントの種類と考え方>

区分	種類	考え方
基礎 ポイント	申請者の経営体の農業所得	農業所得が多いほど高くなります(上限あり)
	申請者又は後継者 <sup>※1</sup> の年齢	年齢が若いほど高くなります(上限あり)
追加 ポイント	単純更新の場合	一定ポイントを付与
	過年度における国庫補助事業 <sup>※2</sup> 未活用者	一定ポイントを付与
	過年度における本補助事業の未活用者	一定ポイントを付与(29年度は全員に付与)

※1 平成29年に専従者給与が支払われていることを要件とする

※2 国の経営体育成支援事業及び担い手確保・経営強化支援事業

### (6) 留意事項

- ・交付決定前に着工した場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。
- ・事業の詳細は今後変更される場合がありますのでご了承ください。
- ・虚偽の申請(機械の単純更新として採択されたが、機械導入後も既存の機械を使い続けた場合等)が発覚した場合は、採択以降であっても補助の対象外となりますのでご注意ください。

#### ■本事業に関する問い合わせ先・郵送での応募先■

浜松市産業部 農業振興課 担い手支援グループ  
〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 (浜松市役所本館6階)  
電話：053-457-2331 FAX：050-3737-9278  
E-mail：noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp